

意見陳述

本日は初めての期日ですので、これまでの経緯と、今回の訴訟に至った経緯をお話しさせていただきます。

私、原告の原口朋弥と申します。再チャレンジ試験を通じて国家公務員に採用され、二〇一一年四月から東京国税局で勤務してまいりました。

社会人としてもう一度立ち上がり、国の仕事に誇りを持って貢献したい。その一心で、この道を選びました。

採用後は、税務大学校東京研修所で一年間研修を受け、成績も良好で、無事に修了いたしました。

その後、練馬東税務署の管理運営部門に配属され、三か月ほど窓口業務などを担当しました。そこでも何の問題もなく、順調に仕事をこなしておりました。

その後、個人課税部門に異動しました。そこでは、税務調査や事後処理などの内部事務に従事しておりました。配属当初から、上司である統括国税調査官や上席調査官から、連日のように怒鳴られたり、「なぜこんな簡単なこともできないのか」などと厳しい言葉を受けました。また、「社会人経験があるのだからできて当たり前だろう」と、業務についてまともに指導が受けられませんでした。初めての現場で覚えることも多く、必死に努力していましたが、努力が認められることはなく、次第に職場で孤立していきました。

とはいえ、そのような中でも欠勤して仕事に大きな穴をあけることもなく、重大な支障をきたすミスもなく、仕事を続けていました。

しかし、連日続くハラスメントに加え、二〇一四年四月の人事評価で低い評価を受け、そのショックと疲労から心身のバランスを崩し、うつ病と診断され、同年五月から約半年間、病氣休職を余儀なくされました。

休職を経て復職しましたが、状況は変わりませんでした。新しい統括官も同じように連日大声で叱責し、副署長までもが、圧迫的な面談や暴言を繰り返しました。

私は、どこに相談しても報復が怖いという状況に追い込まれていましたが、勇気を出して総務課長や国税局カウンセラー室に相談しました。

ところが、その相談内容がすぐに上司へ伝わりました。

職場では、「もう辞めてしまえ」「向いていない」と言われているような空気があり、何度も抗議しましたが、状況は変わりませんでした。

それでも、何とか踏みとどまろうと、日々の業務に取り組んでいました。

しかし、集中力が続かない、ミスが増えるなどの不調が重なり、二〇一七年十二月、病院を受診したところ、ADHD（注意欠陥多動性障害）との診断を受けました。

自分の特性を理解し、工夫を重ねていこうと努力していましたが、職場からの理解は得られず、

むしろ「業務改善面談」と称した退職の強要のような面談が繰り返されました。

しかも、予告なしに本局の職員が来て、「もう限界だろう」と言わんばかりの態度を取るのです。

精神的にも限界を感じ、二〇一九年五月、助けを求めるために全国税労働組合に加入しました。

組合を通じて、ハラスメントの中止や不当な低評価の是正を求めましたが、東京国税局は一切応じませんでした。

そして二〇二一年六月、私は一方的に分限免職処分を受け、職場を追われました。

納得できず、人事院に審査請求を行いましたが、審理には三年半という異常な時間がかかり、

最終的に国税局の主張をそのまま認める判定が下されました。

しかし、その審理の過程で、私の「職務行動記録」というものが、日々の粗探しを目的に管理者が記録していたことが明らかになりました。

つまり、最初から私を辞めさせるための材料づくりが行われていたのです。

私はただ、真面目に仕事をし、税の公正な執行に尽くしたいと願っただけです。

しかし、上司による執拗な叱責や不当な評価の繰り返しにより、心身を壊し、職を奪われました。

いま振り返っても、なぜここまで追い込まれなければならなかったのか、理解できません。

この訴訟は、単に私自身の名誉回復を求めるものではありません。
同じように職場で理不尽な扱いを受け、声を上げることもできずに苦しんでいる人たちが、
救われるための第一歩にしたいと考えています。

裁判所におかれましては、どうか事実に真摯に向き合ってください、
国民の権利を守る立場から、公正なご判断を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和 7 年 11 月 10 日

原告 原口 朋弥